顧 談——荒 秀教授

П

聞き手 戸波江二教授

下波 荒秀先生は、一九九一年三月末日をもって筑波大学 下波 荒秀先生は、一九九一年三月末日をもって筑波大学 でこれまでやってきたわけだから、こちらの記憶があやふやは、荒先生からこれまでの体験を踏まえられた貴重なお話をは、荒先生からこれまでの体験を踏まえられた貴重なお話をは、荒光生からこれまでの体験を踏まえられた貴重なお話をは、荒秀先生は、一九九一年三月末日をもって筑波大学 アル・ 一次 できには助けて下さい。

【東大大学院時代】

荒 ぼくは、昭和二十六年に大学を卒業したのですが、どのようなものだったのでしょうか。ですが、先生が研究者になろうとお考えになったきっかけは、戸波 まず、先生のお若いころのお話からお伺いしたいの

ようと考えて、大学院を受験したわけです。ですから、大学そこが単純でおもしろくなかったので、何とかもっと勉強しからだが弱かったこともあって、損保会社に就職しましたが、

ようですが。

煮

秀教授

戸波 先生は、新制大学院の一期生として入学されたわけ験したわけです。 院の試験は、内部からではなく、他大学の応募者と一緒に受

ですが、どのような方がいらっしゃったのですか。

中央大法学部長)が入ってきました。 北大教授 没)と同期でした。それぞれ、ドイツ法・フラン北大教授 没)と同期でした。それぞれ、ドイツ法・フランル大教授 没)と同期でした。それぞれ、ドイツ法・フランポー 行政法では、南さん(現一橋大教授)、神谷さん(元

雄川先生を通じて、田中先生に指導教官になっていただいただ村先生にお願いしたわけです。もっとも、南・神谷両氏は、講義を聞いたのですが、当時田中先生は外国留学中で、私は講会を聞いたのですが、当時田中先生は外国留学中で、私は一戸波 大学院での指導教官は、田中二郎先生でしたね。

荒 それはまったくの偶然としかいいようがないので戸波 行政法を専攻された理由は何だったのでしょうか。

がスムーズで、それにひかれたということもあります。たということもあるかも知れません。また、田中先生の議論たわけです。父が警察官で、家には公法関係の書物が多かっ発でとてもおもしろかったのですが、結局は行政法を専攻しす。学部のときは、民法の来栖先生のゼミをとり、議論は活著 それはまったくの個然としかいいようかないので

ルホーン教授やネイザンソン教授が東大においでになって、のはとてもうらやましいですね。また、大学院の時代に、ゲ今の行政判例研究会のどもありましたが、指導教官の指導を直接に受けるということはなく、一人ひとりが自由に研究していに受けるということはなく、一人ひとりが自由に研究していたとてもうらやましいですね。また、大学院の時代に、ゲのはとてもうらやましいですね。また、大学院の時代に、ゲークの行政判例研究会のように若い人達が皆で議論するというましたね。また、大学院の時代に、ゲークの行政判例研究会のはとてもうらやましいですね。また、大学院の時代に、東大の社研の戸波 当時の研究室の様子はどのようなものでしたか。戸波 当時の研究室の様子はどのようなものでしたか。

【博士論文

共同研究ゼミに出ましたね。

なっていますが、そのような研究テーマを選ばれたのはなぜ司法審査の範囲と時期の制限」という博士論文をお書きに戸波 先生は、昭和三十五年に「アメリカ行政法における

でしょうか。

当時は、行特法(行政事件訴訟特例法)の改正問題

審査について、主としてデービスの理論を基礎に研究をまと文でも、その延長として、アメリカの行政行為に対する司法トゥリー・ジャッジメント(宣言判決)をとりあげ、博士論りました。そこで、私も、修士論文ではアメリカのデクララが盛んに議論されていて、行政法学全体の関心が訴訟法にあが盛んに議論されていて、行政法学全体の関心が訴訟法にあ

戸波 博士論文を書かれる前に、アメリカに留学されていめたわけです。

ますね。

い。れて教会で賛美歌を歌ったり、いろいろなことがありましたれて教会で賛美歌を歌ったり、いろいろなことがありましたり(笑)、頼ま寮で他国の学生と取っ組み合いのけんかをしたり(笑)、頼ま

横浜国立大学時代】

た生は、最初に横浜国立大学に就職されましたね。 た出められましたね(笑)。結局、横浜国大に就職したのですが、行ったところが学芸学部というところで、いろいろな科が、行ったところが学芸学部というところで、いろいろな科が、行ったところが学芸学部というところで、いろいろな科が、行ったところが学芸学部というところで、がろいろな科は少なかったですね。成田さんは経済学部で、成田さんの外は少なかったですね。成田さんは経済学部で、成田さんの外は少なかったですね。成田さんは経済学部で、成田さんの外は少なかったですね。成田さんは経済学部で、成田さんの外は少なかったですね。成田さんは経済学部で、成田さんの外は少なかったでする。

戸波 横浜国大時代には何を研究しようと考えられたので

ということを勉強しようと思っていました。ところが、研究的背景によって行政法の理論がどのように変化していくのか荒・・当初は、アメリカ法の研究を通じて、政治的・経済

回顧談

荒

秀教授

独自の勉強をすることになりました。
独自の勉強をすることになりました。
と進めていくと、たとえば、アメリカ行政法には大陸法のよるのが、それを研究してどれだけ学会に寄与できるが疑問になってきました。それと同時に、そのころに、神奈が疑問になってきました。それと同時に、そのころに、神奈が疑問になってきました。それと同時に、そのころに、神奈が疑問になってきました。とれるがです。それを研究してどれだけ学会に寄与できるが、対域があり、それを研究してどれだけ学会に寄与できるが、対域があり、それを研究してどれだけ学会になりました。

【筑波大学の開学当初】

戸波

筑波大学へ移られるきっかけは、どのようなもの

だったのでしょうか。

ら、ということだったのです。もよいということだった(笑)、つまり、中央の集中管理だかしょう。宣伝としては、筑波大学は学内行政に関与しなくてれまで教育大で非常勤をしていたという関係もあったので荒 直接には、綿貫先生からお話があったのですが、そ

をしましてね。それから体芸棟ができて、そこへ移ったので最初は代々木のオリンピック選手村で学生を受け入れて講義、はじめは、まだ大学の建物が建っていなかったので、戸波 筑波大学の発足当時はどのような状況でしたか。

=

【福田執行部と社会科学系】

大学行政の点では、発足当初はどうだったのでしょ

戸波

大うですが、当時は、法律では綿貫さん、高原さん、民法ではうですが、当時は、伝法では対学部のなかに「社会科学科」があったは、の力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長田さんの力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長田さんの力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長田さんの力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長田さんの力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長田さんの力で理科系の拡充を図り、そのために福田体制は長田さん、教育大からの移行ということですが、筑波移転の原うか。

こちらにこられたわけです。
る。経済ではほとんどが移転反対で、三潴さんと大島さんがかった。それから、法律では磯野さん、太田さんが転出され学では優秀な方がいましたが、移転反対で誰も筑波にはこなは磯野さん、東北大に行った太田さんがいました。また社会

たと聞いていますが。戸波 このころは、社会科学系では、経済の発言力が強かっ

荒 三潴さんは統計学なのだけれど、マル経で、基本的
 荒 三潴さんは統計学なのだけれど、マル経で、基本的

戸波 福田執行部とマル経の対立は、どのようなものだっ

といって握手して帰ってくるなど、ぼくにはとてもできないなどでも強い調子でやりあう、ところが、最後にはやあやあ福田さんをがんがん批判する。また、松浦さんとのやりとり荒 三潴さんは、教育大時代からのつきあいもあって、

本を書くときでもしっぽをつかまれないように考えていたよ対立するようになりました。降旗さんという人は慎重な人で、が本などを出して執行部批判をするようになって、決定的に芸当をやっていました(笑)。 降旗さんについては、降旗さん

ら、福田さんにさんざん文句をいわれた(笑)。 まれており、法律強化ということで、執行部に直訴にいったうです。そういうわけで、社会科学系は執行部から特ににら

開口一番、「なぜ降旗を学類長にしたのか」と三〇分間嵐が吹現状と強化策について説明しようとしたら、福田さんから、戸波 その時には私もおともしたのですが、法律の弱体の

テクノロジーと経済によって世界が動いているわけで、皮肉ない。それにまた、現在はハイテクとエコノミーの時代で、園都市なわけで、現実に来ている社会科学系の機関はあまりた。つまり、筑波研究学園都市といっても、社会科学無視学うのは、理科系の発展を妨げるものだということのようでし荒 ともかく福田さんの頭にあったのは、社会科学といきまくりましたね(笑)。

【法律専攻の実状と強化の試み】

う感じもします。

ある意味では執行部は将来を見通していたのかなとい

れて取り組んでいったわけです。

れではだめだということで、法律を強化することに本腰を入の原因の一つに、法律が極めて弱体だということがあり、こ

戸波 社会科学系のうちで、法律専攻はどうだったのです

回顧談

荒

秀教授

か。

分離案を出していったわけです。系を分けても教官定員の増加につながらない、そこで、学類は、学系の皆さんから支持を得られたのですが、しかし、学

【法律学類新設の要求】

いうのです。そこで、ぼくは、「そんなことはない」と反対し さんは、「法律は中級国家公務員試験が受かる程度でいい」と ましたが、そのときに阿南さんと意見が分かれました。阿南 学類を新設するという問題がおこりました。そのときに、第 経・社はどうなるのかと反論され、法律としては、法律は出 対しては、他の専攻から、法律を分離した場合に、残った政・ 算要求がありましたね。 の時代に、社会学類の定員を八〇名から一二〇名へという概 三学群をつくって、その中に法律を入れるという議論があり ところで、このような学類分離とは別のかたちで、国際関係 しい学類をつくるのだとか(笑)、いろいろな案を出しました。 もっていってしまうと困るので、法律の定員は残したまま新 では不十分なので、学類分離案を主張したわけです。これに 基礎法学的なものは残すとか(笑)、また、法律の定員を そうですね。しかし、それでは法律の強化という点 社会学類の概算要求については、 確か、三潴学類長

たが。 きた昭和五十七年には既に立ち消えになってしまっていましきた昭和五十七年には既に立ち消えになってしまっていまし戸波 しかし、第三学群構想というのは、私が筑波大学に

いくことが必要だったように思います。めに採った措置ですが、やはり社会学類内部から合意を得て戸波 委員会方式は、社会学類内部の了解が得られないた

学群長や柴川さんなどが参加してくれましたね

【夜間修士課程の新設】

くってはどうかという話がもちあがりました。そこで、我々地を確保したいという執行部の思惑から、そこに大学院をつ荒・・そのころから、大塚の跡地利用の関係で、何とか跡

程はできあがったわけです。ぎになり(笑)、大変苦労しましたが、ともかくも夜間修士課ぎになり(笑)、大変苦労しましたが、ともかくも夜間修士課とになりました。けれど、それから先はすったもんだの大騒課程をつくってスタッフを増やすことが得策であるということしては、学類新設の主張を一時期棚上げにして、夜間修士

たものになりましたね。一般的な法律実務の研修コースという形態とは、かなり違っ一般的な法律実務の研修コースという形態とは、かなり違った。

考えています。 考えています。 きえています。 意測なのですが、東大で我々が考えていたような大学院をつくろうとしていたので、筑波大学はそれと違うな大学院をつくろうとしていたので、筑波大学はそれと違うかりません。憶測なのですが、東大で我々が考えていたようがりません。でではあるのですが、東大で我々が考えていたようが、ませんのような形態のものになったのか、ぼくはわ

戸波 夜間修士課程については、先生もいろいろと苦労さ

てしまいました。また、修士課程について一応の案ができたていったこともありましたが、結局不義理をすることになっしまったね。履歴書などももらって、大学院課の課長にもっいので、じっとタイミングを考えながら、これで大丈夫だといので、じっとタイミングを考えながら、これで大丈夫だと

といわれて(笑)、腰を抜かしました。ろ、「いいじゃないか、ご祝儀だから二、三人やってはどうか」こせと言い出して、そして、その話を担当副学長にしたとこら、途中からある他専攻の先生が自分の分野にもポストをよ

【学系長、学類長時代の紛争】

戸波 先生は、学系長を二度、学類長を一度務めておられ 戸波 昭和五十二年の最初の学系長の時には、とりたてて のでしょうね。 のでしょうね。 のでしょうね。 のでしょうね。

もできない」(笑)。そこで副学長もそれではしかたがないとちできない」(笑)。そこで副学長から呼び出されてね。そのたりつけを拒否して、会議にも出て来るなという。副系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなという。副系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなという。副系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなという。副系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなという。副系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなという。副系へのはりつけを拒否して、会議にも出て来るなどのでとてしまって、副学長はそれではしかたがないとできない」(笑)。そこで副学長もそれではしかたがないとできない」(笑)。そこで副学長もそれではしかたがないと、一様に対している。

いうことで、結局、その先生は他の大学に移られましたね。

【臨時増のポスト配分問題】

年のときでしたね。分が問題になったのは、先生が学類長のころで、昭和六十一分が問題になったのは、先生が学類長のころで、昭和六十一戸波 社会学類の臨時定員増にからんで、臨時ポストの配

しょう。発端は、経済の予算の使い方に関連して、当時の学荒 その手始めは当時の学系長おろし問題と言えるで

年度末の予算を心配して、予算の使い方について経

系長が、

たのは、実は決算の承認が終わってからなんですね。判の火蓋が切られたわけです。ところが、それが問題となっ済に注意した。それが経済への干渉だということで学系長批

戸波 学系長批判は延々と続きましたね。

系長が予算のことを心配するのは当然だと。それから、私も荒 ぽくは、徳田さんを援護したわけです。つまり、学

高野副学長や執行部まで巻き込んでね。それに学長選がからからは「荒憎し」ということになってね。学系長おろしは、同じというラインで眺められるようになってしまった。それ系長が予算のことを心配するのは当然だと。それから、私も

臨時増で、教授二、助教授三という定員がきて、特、教授昇任人事ともからんで、大問題になりましたね。波・臨時増ポストを四つの専攻でどのように配分するか

んで、

松浦擁護ということで非難されることになりました。

月の最後の学類会議にそれを出したわけです。そうしたら、助教授一としましょうということで学類長案をつくって、三が昇格の対象となっている先生方のを含めて五つの案が出てが昇格の対象となっている先生方のを含めて五つの案が出てが月本の対象となっている先生方のを含めて五つの案が出てが月本の対象となっている先生方のを含めて五つの案が出てが月か長後の学類会議にそれを出したわけです。そうしたら、対別を一は教授二をどの専攻に配分するかが問題となり、委員会をつける最後の学類会議にそれを出したわけです。そうしたら、

「これは陰謀である」と言われて、僕は「そんなことをいうな月の最後の学類会議にそれを出したわけです。そうしたら、

ら、会議はこれで解散する!」(大爆笑)。

ね(笑)。 いわゆる荒先生の「テーブルたたき激怒事件」です

長尾さんが筑波をやめて、経済の教授の空きポストが四つに却期間で、五月にぼくの提案が結局通りました。そのあと、荒がの学類長には長尾さんがなりましたが、四月は冷

戸波 先生のお話をお聞きすると、激動のなかを常に中心うわけですね。 なって、それで経済の人事問題が争われることになったとい

ね(笑)。いればよいという当初の目論見は無残にも打ち砕かれましたになって苦労されてこられたわけで、筑波では研究だけしてアメートを含ま言きま見きできど、漢重のだなを常に可心

長を五年とちょっとやっているでしょう。筑波で十

ろずやで、 トの清書を頼んだり(笑)。 といわれ、苦労して文献をさがしてみたり、家内に図書リス のとき、綿貫さんから外国の公害に関する図書を集めてこい 七年だから、三分の一弱は長をやっている。最初のころはよ いろいろな委員をしました。中央図書館運営委員

ます。また、

【筑波大生と教育】

はいい学生で、けれども賠償する能力はなく、先生のほうは、 一つは学生が先生を轢いてしまったことです。その学生 学生処分については、随分困ったことがありました 筑波の学生について、何か思い出はありませんか。

いまは幸に教壇で教えられていますが。もう一つは困った学

だ、とか何とか言ってね(笑)。ところがその当の学生がまた、 は高野さんが口頭注意をしてね よっぱらい運転で、三郷の料金所に車をぶつけて(笑)、それ か何かの文句を引用して、財産というのは個人の人格の産物 まってね。ぼくが戒告をしたのだけれど、「権利のための闘争」 てその椅子をとりにはいって、出てきたところを警察につか 万博のときに、いい椅子に目をつけておき、夜になっ

は毎年憲法講演会を開催しており、学生が著名な先生の謦咳 学生の教育という点ではどうでしょうか ぼくは、桐法会の顧問をしてきましたが、 桐法会で

荒

秀教授

藤さんのときと伊藤さんとね。学生についていうと、ひとつ 最高裁にも、二度、ゼミの学生を連れていっていますね。団 に接することができてとてもよかったと思ってい どんどん発言してほしいと思いますね。 ども、ゼミではあまり議論が活発ではないので、学生には、 が必要ではないでしょうか。それから、学生に対してだけれ えないので、長に対する授業担当は少し配慮してあげること ていたときには、どうしても授業のほうは手薄にならざるを けっこう入っているので、学生に勉強する気持ちは植えつけ 覚えています。しかし、司法試験には、初期のころの学生は る学生から「先生があの教科書を使ったので時間がとられ、 意外だったのは、精解行政法を使って講義をしたときに、 たのではないかと思っています。ただ、学系長や学類長をやっ ぼくは他の勉強ができなかった」と言われて反省したことを

筑波大学の問題点と要望

戸波 荒 いうと何になりますか。 まあ、いろいろあるけれど、一言でいえば、 これまでのことを振り返って、筑波大学の問題点と

もっと

では一番圧迫されているという感じですね。現在、筑波には はどこでも法学部は重要な地位に置かれているけれど、筑波 法律分野を大事にしてほしいということだね。日本の大学で

九

れからすれば、公務員試験や司法試験に受からないというの は、皮肉なことだけどむしろ建学の理念が「実現」されてい の社会学類は「学際的」という看板を出しているわけで、そ 一種の成績不振が問題となっているけれど、そもそも、 公務員の就職対策委員会というのがあって、 公務員試験の第 筑波

見をいただけますか。 退官されるにあたって、大学全体について何かご意

るとも言えるのですね。

干強化されることになったけれど、大学院と筑波との交流 らないけれど、ともかく、それがぼくの「悲願」ですね。ま 類となるのか、専門学群としての法律学群となるのかはわか 教官や学生レベルでの交流ができることを切に願っていま だけれど。ただ、夜間修士大学院の新設によって、法律は若 筑波にきてはじめから思っていて果たしえなかったこと それは何といっても、法律の強化であって、

【土地法の研究について】

戸波 先生の専門のご研究に関連して、 現在の土地法制の

問題についてお話しいただけますか。 率直にいって絶えず「無力感」を感じるのですね(笑)。 土地問題とか街づくりとかについて問われたとき

> 局 そのため地価を高めることになった。そのようなことは、専 地価高騰の原因は金融の緩和にあって、要するに金余りで、 題だからです。たとえば、第二常磐線について、 のですが、国土庁の人達は全然問題にしてくれなかった。結 の委員として、国土利用計画法の規制区域の使用を主張した なぜかというと、それは法解釈の問題ではなく、 地価高騰が進んでしまったわけですが、ぼくが思うに、 |政策|の問

それは、結局、政策と政治の問題で、法律家は手も足もでな 門家は当然わかっていたことで、日銀などもあとで反省して かった、そこで無力感を感じるというわけです。 いたけれど、しかし適切な規制をやらない。ということは、

戸波 のでしょうか。 法律で規定されている規制権限を、なぜ発動しない

です。そして、そのバックには「支配層」が控えており、土 がなされず、たかだか監視区域にとどまっているというわけ しない、という事情がある。そういう理由で規制区域の指定 細な土地所有者が沢山おり、彼らも地価の上がることを否定 ば、「それでは職員の数を増やさなければならない」(笑)。し と思います。それに、日本では六〇%は地主だといわれ、零 かし、本当は経済体制の支配層から圧力がかかっているのだ たところ、東京都知事がそれに反対したが、その理由といえ たとえば、今度、 政府が監視区域を法定しようとし

地政策、都市政策はその影響の下で行われている。

政策が欠如しているということですね。 戸波 現在存在している法律さえ生かされておらず、土地

戸波 具体的には、どういうことでしょうか。

業者に利益を与えていることになる。そこで、そこから利益について考えてみると、開発許可を業者に与えること自体がの土地政策では、国の施策によって利益を得ている人がたくの土地政策では、国の施策によって利益を得ている人がたくの土地政策では、国の施策によって利益を得ている人がたくの、損失補償といえば土地利用規制を受けた人に対してそすが、損失補償といえば土地利用規制を受けた人に対してそすが、損失補償といえば土地利用規制を受けた人に対してそれが、損失補償といえば、今、開発利益について勉強しているので

があるのですが抽象的な規定にとどまっています。なければならないと思うのです。現在、都市計画法には規定ルに考えて、そこでの利益・損失を一体としてとらえていか法を考えて、つまり、都市づくりとか土地利用とかをトータを吸収して、それを損失補償にまわしていくというような方を吸収して、それを損失補償にまわしていくというような方

【行政法学への提言】

戸波

行政法全般について、

何かご意見をお聞かせいただ

きたいのですが。

ていますが、そのような傾向が強くなると、行政法総論とし とか経済法とか教育法などが、各論のなかから独立していっ ることが必要ではないかと考えています。これまで、 荒 異論もありますが。それから、行政法総論についていうと、 るのが大事ではないか、と思うのです。もっとも、この点は 必要ではないか、そして、実務に対して必要なことを提供す ことになるのかが問題ですが、ぼくは、何よりも各論開拓が それともアメリカのように手続法というかたちで残っていく て残るものは何なのか。公法原論というかたちになるのか、 る建設省のしめつけも強くなっていますが、だからといって、 か。行政指導などに対する非難が強く、特に指導要綱に対す やはり、「法律による行政の原理」の再検討ではないでしょう 基本的に、 総論よりも各論の開拓、 掘り起こしをす

П

荒

秀教授

必要だと思います。 によらざる行政について、現実をしっかりつかまえることが 行政指導や指導要綱はなくならないと思う。こういった法律

戸波 先生の業績を拝見すると、いつも下の方から、

題にしても、常に新しい分野に取り組まれておられますね。 それにまた、先生は、公害問題にしても、自然環境保護の問 を踏まえて、実証的な研究をされておられるように思います。

それは、既に開拓されているところをさらに深める

ことも大切ですが、やはり、ぼくは、新しく提起され、しか 誰にもやられていないところを研究することに魅力を感

荒

いや、それよりも、

審議会・委員会への貢献

戸波 先生の履歴書を拝見すると、 ものすごい数の委員を

なさっていますね。 をし、中央では中央公害対策専門委員をするなどしましたが、 横浜にいたときには、開発審査委員・建築審査委員

としては、万博のときに問題となった土浦市の高架道路の紛 して霞ヶ浦の水質問題について審査をし、公害紛争調停委員 生懸命に委員をやったのですね。茨城県の公害審査会委員と 茨城県でも随分やらされました。それは、大学の方針として、 「地域社会への奉仕」ということがいわれたので、こっちは一

> たからね (笑)。 ドイ仕事でした。というのは、会議で東京から水戸までわざ 条例制定にも関与しました。けれども、茨城県の会議はシン 争調停もしました。霞ヶ浦の富栄養化防止条例や情報公開 わざ出かけてまる一日消費してしまうということもありまし

戸波 とが大きかったのだと思いますが。 や、先生の博識のこともありますが、先生のお人柄というこ 沢山の委員の依頼があったのは、 行政法という専門

係が強かったせいでしょう。 神奈川や茨城という地域との関

戸波 ならない、といわれ、そこで、野球活動の普及ということを ところ、それでは、選手の協同組合的なものでは公益法人に あれは、プロ野球の選手が選手会をつくろうとした プロ野球の選手会の理事もなさっておられますね。

すね。 そのためには、理事は選手だけではだめで、そのなかに大学 運動方針のなかに入れて、選手会が公益法人として申請する。 の先生などをいれたほうがよい、ということだったようです (笑)。もっぱら、文部省の公益法人の認可のためだったので

るのは、 戸波 ためにも大活躍されてこられた荒先生が筑波大学から去られ とてもさびしいのですが、どうかこれからもますま 学問的にも、 社会的にも、 また、 筑波大学の発展の

ます。 だうも有り難う。筑波大学の一層の発展を祈っていすご活躍下さい。